

経営所得安定対策等に参加されている皆さまへ

経営所得安定対策等における 自然災害等発生時の対応について

畑作物の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金等については、自然災害等により減収及び収穫皆無となった場合でも一定の条件を満たせば交付対象となります。

この場合、被害状況等の確認が必要になりますので、**必ず関係機関(地域農業再生協議会、農業共済組合、市町村、JA等)にご相談ください。**

交付金対象作物の栽培にあたっては、耕起、は種、防除等の作業内容を記載した
ほ場ごとの作業日誌を作成しておきましょう。



自然災害発生 (減収及び収穫皆無)

関係機関に連絡・相談

関係機関による被害状況の確認

自然災害等によるもので、かつ、適切な生産が行われていることが確認できれば交付対象となります。

★ 注意 ★

自己の判断ですき込み等を行った場合、被害状況等の確認ができず交付対象とならない場合があります。

被害等にあわれた場合には、身の安全を優先しながら、ご自身でもほ場や作物の被害状況を写真(日付入り)で残すよう、協力をお願いいたします。



【お問合せ】

お近くの地域農業再生協議会、農業共済組合、市町村、JA等へお問合せ願います。